

芥見小学校PTA慶弔規定(案)

第1条 結婚の場合

1. 学校職員の結婚に際しては、10,000円の祝意を表す。

第2条 出産の場合

2. 学校職員(配偶者を含む)の出産に際しては、5,000円の祝意を表す。

第3条 死亡の場合

3. 会員の死亡に際しては、会長及び該当学年の委員長と学級委員が協議の上、

本部役員

通夜と葬儀に参列し、3,000円の淋見舞と10,000円の香典を贈り、弔意を表す。

4. 児童の死亡に際しては、会長及び該当学年の委員長と学級委員が協議の上、

本部役員

通夜と葬儀に参列し、3,000円の淋見舞と10,000円の香典を贈り、弔意を表す。

5. ~~学校職員の一親等の死亡に際しては、2,000円の淋見舞と5,000円の香典を贈り、弔意を表す。~~

第4条 PTA事業及び学校事業に起因する会員の傷病については、本部役員会で協議し、

見舞いをする。

第5条 その他特別の場合は、本部役員会で協議し、慶弔方法を講ずる。

附 則

1. この規定は、平成12年4月1日から施行する

令和7年5月1日 一部改訂